

令和6年度 認知症対応型共同生活介護公募 質問回答

該当項目	質問内容（概要）	回答
1 公募要領Ⅲ2(4)	令和6年度着工は可能だが、令和7年3月末までの開設はかなりタイトなスケジュールだ。令和7年度内開設でも良いのか。 石川県・金沢市の承認を得れば良いとの認識でよいか。	公募要領Ⅲ2（4）に記載のとおり。 着工は令和6年度内が必須ですが、完成が令和7年3月以降になる場合は、金沢市の承認が必要ですので、協議してください。
2 公募要領Ⅲ2(6)	整備予定地が貸与の場合、運営事業者との登記手続きが必要となるか。	お見込みのとおりです。 開業までには権利の登記が必要ですが、本応募申請の際には、このことが確実であることが分かる、土地所有者との覚書等を提出してください。
3 公募要領Ⅲ2(7)	建物は法人所有とされているが、運営法人が建物を所有している必要があるのか。 また建物が賃借可能な場合、所有者が個人では承認されないのか。	建物については、事業を運営する法人の所有であることが必要です。
4 応募に必要な書類一覧 1-(6)	土地登記簿謄本写しは法務局で発行したものか。インターネットで取得したものは駄目か。	土地登記簿謄本写しは、証明力（登記官の認証文と職印）があるものとします。 ・オンラインによる登記事項証明書の交付請求により取得した資料であれば、証明力がありません。 ・登記情報提供サービスで取得した登記情報には、証明力がありません。
5 応募に必要な書類一覧 2-(7)	実地指導とその結果通知は、直近の物とはどの位まで前の物が対象か。また、石川県内や金沢市内の事業所のみでよいか。他県分も必要か。	実地指導における結果通知については、金沢市を含む石川県内事業所について提出してください。直近とは、当該事業所において最も近くに行われたものであり、年数に捕られません。
6 応募に必要な書類一覧 6-(1)(2)、 7-(1)(2)	管理者・計画作成担当者の就任はどのあたりまで確定すればよいのか。選定後でもよいのか。 地域密着型サービスでの管理者資格等はいつまでに取得すればよいのか。	管理者・計画作成担当者（予定者）は、本応募申請時点での決定が必要です。また、公募要領Ⅵ2（4）により、管理者・計画作成担当者の変更など、申請時の計画が大幅に変更される場合、金沢市の承認がなければ審査が打ち切られることもあります。地域密着型サービスでの管理者資格等は、認知症対応型共同生活介護の指定申請までに取得してください。